

佐賀県告示第 53 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和 8 年 3 月 5 日から施行する。

令和 8 年 3 月 4 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 (8 R) -N, N-ジエチル-6-メチル-1-[4-(トリメチルシリル)ベンゾイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：1SB-LSD）及びその塩類
- (2) 化学名 1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン（通称名：3Cl-PCP、3-Chloro-PCP）及びその塩類
- (3) 化学名 4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン（通称名：2me-PiHP、2me-PHiP、2-methyl- α -PiHP、2-methyl- α -PHiP）及びその塩類
- (4) 化学名 プロパン-2-イル 1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート（通称名：Isopropoxate）及びその塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。